

令和3年 第5回宮代町農業委員会総会会議録

1. 開催日時：令和3年5月25日（火）15時00分から15時40分
2. 開催場所：宮代町役場 202会議室
3. 委員出欠状況

議席	氏名	出欠席	議席	氏名	出欠席
1	大島 悟	○	2	日下部 好克	○
3	飯塚 信利	○	4	中村 一男	○
5	齊藤 幸江	○	6	秋野 春子	○
7	森山 松年	○	8	戸田 優	○
9	島村 重昭	—	10	富田 高治	○
11	岡村 宏一	○	12	中野 勝栄	—
13	中山 勝夫	○	14	折原 正英	○

4. 議事日程

日程第1		議事録署名委員の指名について
日程第2	議案第12号	農地法第5条の規定による許可申請について
日程第3	議案第13号	令和2年度の点検・評価及び令和3年度の活動計画の決定について
日程第4	議案第14号	農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に係る協議について
日程第5		報告事項

5. 農業委員会事務局職員

事務局	事務局次長兼産業観光課副課長	飯山 武
	農地調整担当主査	鷺谷 栄一
	農地調整担当主任	伊与泉 勝
	農地調整担当主事	小林 美香
	農業振興担当主査	鈴木 功

6. 会議の概要

◎開 会

(会長)

みなさん、こんにちは。本日も、新型コロナウイルス感染症拡大防止のためできる限りアルコール消毒の実施、換気などに注意し、短時間で進めたいと考えておりますので、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

本日の出席議員は12名、欠席委員は2名です。定足数に達しておりますので、これより令和3年第5回農業委員会総会を開会いたします。

日程第1の議事録署名委員の指名についてですが、「10番富田高治委員」と「13番中山勝夫委員」を指名いたします。

(会長)

続きまして、日程第2・議案第12号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。今月は3件案件がございますので、1件ずつご審議いただきます。それでは、事務局説明願います。

(事務局)

それでは、ご説明いたします。申請地は宮代町■■■の畑6筆で面積は合計4,080㎡でございます。譲受人は町内の社会福祉法人で、譲渡人は宮代町内の方々です。転用目的は保育園です。権利の移転形態は所有権移転となります。詳細につきましてはお手元の議案書又はモニターをご参照ください。

申請の経緯についてですが、町内の待機児童数の増加に伴い、宮代町子育て支援課と協議を重ねた結果、新たな保育園を設置することとなり今回農地転用の申請に至った次第です。なお、こちらは令和2年6月に除外が認可されております。申請地の位置については、案内図をご覧ください。■■■■■の北側にあるこちらの土地でございます。公図で見ますとこのような一帯の形になります。隣接農地が7筆ございますが、そのうち6筆は県や町が所有する道路や水路敷きで、残り1筆の所有者から同意はいただいております。

続きまして、土地利用計画図をご覧ください。北西側隣地との間には新設コンクリートブロック3段の内積みを用います。南側県道の歩道に面した境界は、車の出入り部分を除き新設コンクリートブロック2段内積みの上にアルミフェンスを用いる予定です。東側水路沿いには擁壁を築き新設コンクリートブロック2段の上にアルミフェンスを用いる予定です。北側町道との間には地先ブロックを用いる予定となっております。園から出る生活排水は、合併浄化槽を經由し東側の用水路へ放流する計画となっております。現況についてはこちらの写

真をご覧下さい。

農地法の観点から説明いたしますと、申請地は第 1 種農地に区分されます。以上で説明を終了させていただきます。ご審議の程、よろしく申し上げます。

(会長)

それではご審議の程よろしくお願ひいたします。

(■番■■委員)

■番■■です。事務局と現地確認をしてきました。何も問題ないと思いますのでご審議の程よろしくお願ひいたします。

(■番■■委員)

■番■■です。保育園の設計者の方から説明を受けました。何も問題はないと思います。それと、隣の地主さんが稲を作ってるんですけども、水路は現在、申請地の下を走っているんですけども、きちんと工事してくれるということで耕作上も問題ないということでご審議の程よろしくお願ひいたします。

(会長)

よろしいでしょうか。この件について「やむを得ない」としてよろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いします。

< 全員挙手 >

それでは、この件については「やむを得ない」といたします。続きまして 2 件目の案件について、事務局説明願ひます。

(事務局)

それではご説明いたします。申請地は宮代町■■■の畑 1 筆で面積は 490 ㎡でございます。譲受人、譲渡人ともに宮代町内にお住まいの方です。転用目的は住宅敷地です。権利の移転形態は所有権移転となります。詳細につきましてはお手元の議案書又はモニターをご参照ください。

申請の経緯についてですが、申請者は宮代町内のアパートにて夫婦 2 人で生活しておりますが、現在の住まいでは持ち物等が増え手狭になってきたことから今回農地転用の申請に至った次第です。なお、こちらは令和 3 年 2 月に除外が認可されております。申請地の位置については、案内図をご覧ください。西原団地の東側に位置しております。公図で見ますとこのような形になります。隣接農地が 2 筆ございますが、どちらも所有者から同意をいただいております。

続きまして、土地利用計画図をご覧ください。隣地との被害防除は新設コン

クリートブロック 4 段の内積みを用いて行います。生活排水は、合併浄化槽を設置し、前面東側町道の道路側溝へ放流する計画となっております。現況についてはこちらの写真をご覧ください。

農地法の観点から説明いたしますと、申請地は第 2 種農地に区分されます。周辺への営農への影響は、内積みコンクリートブロックで対応しておりますので問題ございません。以上で説明を終了させていただきます。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

(会長)

それではご審議の程よろしくお願いいたします。

(■番■■委員)

■番■■です。事務局と現地確認をしてきました。何も問題ないと思いますのでご審議の程よろしくお願いいたします。

(■番■■委員)

■番■■です。周りは住宅が増えて来ています。地主自身これまできれいに耕作してきたので問題ないと思います。ご審議の程よろしくお願いいたします。

(会長)

よろしいでしょうか。この件について「やむを得ない」としてよろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いします。

< 全員挙手 >

それでは、この件については「やむを得ない」ことといたします。続きまして 3 件目の案件について、事務局説明願います。

(事務局)

それでは、ご説明いたします。申請地は宮代町■■■■■を含む田と畑 6 筆で面積は合計 2,020 m²でございます。申請者は「和戸横町エリア」の区画整理事業に関連する法人で、譲渡人は久喜市にお住まいの方です。転用目的は駐車場としての一時転用です。権利の移転形態は賃貸借権設定となります。詳細につきましてはお手元の議案書又はモニターをご参照ください。

申請の経緯についてですが、区画整理事業の建設工事に伴う作業員用の駐車場が約 200 台分必要なところ、現在確保できているのは 104 台分とのこと。不足分を確保するため、申請地を駐車場として 1 年 5 か月の間用いたいとのこ

とで、今回申請となりました。なお、こちらは農用地区域内の農地ですが、今回の一時転用計画が、農用地区域で行う内容として適合している旨の適合証明が町から発行されています。

申請地の位置は、案内図をご覧ください。■■■の西側の■■■■■と■■■に隣接するこちらの土地です。

公図では2つに分かれていますがこのような形になります。県道側に農地が2筆あり、隣地同意はいただけておりませんが、転用により紛争や苦情が発生した場合には譲受人にて解決することを誓約いただいております。

続きまして、土地利用計画図をご覧ください。敷地内に87台分の駐車スペースを確保する計画です。隣地境界にはパイプを用いてバリケードを設置予定です。県道側の農地との境はフラットパネルを用います。また、敷地内は雨水が浸透するタイプのシートを敷いた上に砂利を敷き、外部への雨水流出を防止します。車の出入りは北側町道のみとのことです。現況についてはこちらの写真をご覧ください。適切に管理されております。

農地法の観点から説明いたしますと、申請地は農用地区域内農地に区分されます。以上で説明を終了させていただきます。ご審議の程、よろしく申し上げます。

(会長)

それではご審議の程よろしく願いいたします。

(■番■■委員)

■番■■です。事務局と現地確認をしてきました。17か月で契約という形で期間限定ということと、単純にまた農地に戻す計画なので何も問題ないと思います。ご審議の程よろしく願いいたします。

(■番■■委員)

■番■■です。横町整備事業に関して作業員の駐車場が足りないということで申請があったようで、事務局から説明のあったとおりで問題ないと思います。ご審議の程よろしく願いいたします。

(会長)

よろしいでしょうか。この件について「やむを得ない」としてよろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いします。

< 全員挙手 >

それでは、この件については「やむを得ない」といたします。

(会長)

続きまして、日程第3・議案第13号「令和2年度の点検・評価及び令和3年度の活動計画の決定について」を上程いたします。それでは、事務局説明願います。

(事務局)

それでは、ご説明いたします。前回の会議の際に案を示し、意見がある場合は期日までに意見提出をお願いしていたところですが、今回は特に意見等はありませんでしたので前回の案のとおりとさせていただきます。

「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)」ですが、第Ⅰに、令和3年3月31日時点での農業委員会の状況について示しています。

第Ⅱに、担い手への農地の利用集積・集約化に関する現状として令和2年4月時点の管内農地面積とこれまでの集積面積、集積率を示しています。令和2年度の集積目標は271.35ha、集積実績は190.08haでそのうち新規実績は5.77ha、達成状況は70.05%となっています。目標達成に向けた活動並びに評価としては、補助金等を活用し、農地集約化に向けた取り組みを実施しました。引き続き集約・集積化を進めることとなります。

第Ⅲに、新たに農業経営を営もうとする者の参入促進の現状及び課題ですが、過去3年間の新規参入の状況をそれぞれ示しています。令和2年度は2経営体・1haの参入を目指しましたがどちらも実績は0となってしまいました。

第Ⅳに、遊休農地に関する措置に関する評価ですが、令和3年4月時点の管内農地面積に対する遊休農地面積と割合を示しています。令和2年度の目標及び実績ですが、今年度遊休農地は若干増えたという結果になっています。目標達成に向けて、農地利用状況調査と利用意向調査を行いました。遊休農地解消活動を実施したが遊休農地が増加してしまいました。コロナ禍により思うような活動ができなかったことが挙げられます。

第Ⅴに、違反転用への適正な対応ですが、管内の農地面積と違反転用面積を示しています。令和2年度の実績ですが、0.1ha違反地が減ったこととなります。

第Ⅵに、農地法等によりその権限に属された事務に関する点検です。農地法3条に基づく許可事務、農地転用に関する事務、農地所有適格法人からの報告への対応、情報の提供等はそれぞれ記載のとおりです。

第Ⅶの地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容はございません。第Ⅷの事務の実施状況の公表等ですが、総会の議事録を町ホームページに公表しています。活動計画の点検・評価の公表もホームページに公表しています。

続いて、令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画についてです。

第Ⅰの農業委員会の状況は令和3年4月1日現在のものになります。

第Ⅱの担い手への農地の利用集積・集約化ですが、令和3年4月現在の管内農地面積、これまでの集積面積、集積率を示しています。令和3年度の集積面積の目標は310.32haで、そのうち新規集積面積は124.88haを目標とします。

第Ⅲの新たな農業経営を営もうとする者の参入促進は、令和3年度の参入目標数が1経営体、参入目標面積が1haと考えています。

第Ⅳの遊休農地に関する措置は、令和3年度の目標及び活動計画として遊休農地の解消面積の目標を2.7haとさせていただきます。

第Ⅴの違反転用への適正な対応の現状として、管内の農地面積と違反転用面積を示しています。令和3年度の活動計画として、引き続き違反転用の是正指導を農地所有者へ行うものとします。

以上が、令和2年度の点検・評価及び令和3年度の活動計画となります。

(会長)

それではご審議の程よろしく願いいたします。

よろしいでしょうか。この件について「原案の通り」としてよろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いします。

< 全員挙手 >

それでは、この件については「原案の通り」とすることといたします。

(会長)

続きまして、日程第4・議案第14号「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に係る協議について」を上程いたします。それでは、事務局説明願います。

(事務局)

それでは、ご説明いたします。本日本配りした資料をご用意ください。

令和2年4月1日付けで「農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律」が施行され、また、埼玉県において、令和3年1月26日付けで「埼玉県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」が変更されたことに伴いまして、当町における標記基本構想について変更することとなったものです。

なお、基本構想の変更に関しましては、「農業経営基盤強化促進法施行規則」の第2条におきまして、「市町村が基本構想を定めようとするときは、当該市町村の長は、農業委員会及び農業協同組合の意見を聴かなければならない」とされており、そのため、令和3年5月12日付けで宮代町長より「基本構想の変更に係る協議」についての依頼があったところでございます。

詳細につきましては、農業振興担当から説明をさせていただきます。

(担当職員)

それでは、基本構想の変更案について説明させていただきます。

< 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想 の説明 >

現行の宮代町の基本構想は、平成 26 年 9 月に変更を行ったものとなっています。

今回、基本構想の変更をしなければならない理由は、農業経営基盤強化促進法が令和 2 年 4 月 1 日付で一部改正され、農地の集積・集約化を支援する体制の一体化として平成 22 年度から JA 等が実施してきた農地利用集積円滑化事業が廃止され、農地中間管理事業に統合一体化されたことに伴い、埼玉県において作成している農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針の一部が変更されました。それを受け、各市町村が定める基本構想についても変更することとなりました。

主な変更内容ですが、法律の改正に伴う農地利用集積円滑化事業に係る規定の削除ということで、「農地利用集積円滑化事業」の文言そのものの削除、その事業に係る規定の削除です。また、埼玉県の基本方針で定めている埼玉県内の新規就農者の確保目標数を年間 280 人から 330 人に変更し、その他文言の加除修正となっております。

基本構想の変更点という事で、手元資料の新旧対照表において変更点はすべて赤字で表示しています。

意見照会後は、埼玉県知事あてに農業委員会と JA の意見をもって同意協議を行うこととなります。埼玉県で同意がなされた後に、新しい基本構想が制定される運びとなります。

基本構想の変更についての説明は以上です。

(会長)

それではご審議の程よろしく願いいたします。

よろしいでしょうか。この件について「原案の通り」としてよろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いします。

< 全員挙手 >

それでは、この件については「原案の通り」とすることといたします。

(会長)

続きまして日程第5「報告事項」について、事務局、報告願います。

(事務局)

今回の報告事項についてご説明させていただきます。

今月は各種届出の締め日が5月10日となっております。10日までに、4条届出はなく、5条届出が6件ございましたことをご報告させていただきます。以上でございます。

(会長)

ただいまの報告事項につきましては、宮代町農業委員会会長専決規程に基づく、専決事項であります。このことから質疑等については割愛させていただきます。ご了承ください。

以上をもちまして、令和3年第5回農業委員会総会における審議・報告案件のすべてを終了いたします。

◎閉会

上会議の顛末に相違ないことを証明するため署名押印する。

令和3年6月25日

会 長 _____ 印

署名委員 _____ 印

署名委員 _____ 印